吸収分割に関する事前開示事項
（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2025 年 2 月 7 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
MIRARTH ホールディングス株式会社
代表取締役　島田　和一

当会社は、MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社（本店所在地：東京都新宿区揚場町 1 番 18 号。以下「MES」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、本分割契約に定める当会社の地位及び権利義務を MES に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項
吸収分割に際して、MES は吸収分割会社である当会社に対して MES の株式その他の財産の交付を行いませんが、MES は当会社の完全子会社であることから、当該対価の不交付は相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項
(1) 最終事業年度に係る計算書類等
別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- 当会社は、2024年5月20日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を実施することを決議し、公募による新株式発行及び自己株式の処分については、2024年6月4日に払込及び処分が完了し、第三者割当による新株式発行については、2024年7月2日に払込が完了しました。この結果、資本金が4,237百万円、資本剰余金が4,670百万円増加し、自己株式が2,325百万円減少しました。

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社である当会社の債務の履行の見込みについて

当会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社であるMESが吸収分割会社である当会社から承継する債務の履行の見込みについて

MESの貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においてもMESの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後にMESの債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、MESが当会社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

別紙１　吸収分割契約書

（次頁以降に添付）

会社分割契約書

MIRARTH ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める甲の有する資産並びに契約上の地位及び権利義務を乙が承継する吸収分割に関し、以下のとおり会社分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本会社分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本効力発生日（第 3 条に定義する。）において、会社法が規定する吸収分割の手法により、甲が保有する合同会社グリーンエネルギー（以下「本営業者」という。）に対する匿名組合出資持分及び匿名組合契約その他関連する契約に基づく地位及び権利義務（詳細は別紙のとおり。以下「対象資産等」という。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する（吸収分割の手法による当該承継を、以下「本会社分割」という。）。

第 2 条（分割当事会社の商号及び住所）

甲（吸収分割会社）：　MIRARTH ホールディングス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

乙（吸収分割承継会社）：　MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社
東京都新宿区揚場町 1 番 18 号

第 3 条（会社分割の効力発生日）

本会社分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 3 月 17 日とする。但し、甲と乙は合意により本効力発生日を変更することができる。上記に従い変更の効力を生じた場合、本契約において、本件効力発生日は、かかる合意された日をいうものとする。

第 4 条（本会社分割により承継する権利義務）

1. 甲は、対象資産等を、本効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。但し、対象資産等のうち、その移転につき関係者の承諾等を要するものについては、当該承諾等の取得を条件とする。本効力発生日において当該承諾等を取得できなかった対象資産等の取扱いについては、甲及び乙が協議の上定める。
2. 本条に基づく甲から乙に対する債務の承継については、本効力発生日において、乙が全ての債務を承継して甲がかかる債務を負わない、免責的債務引受の方法による。なお、本条に基づく承継後の乙が本匿名組合契約（別紙に定義する。）第 5 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに本匿名組合員直接協定（別紙第 2 項において No.2 として掲げるものをいう。）第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項に基づき本営業者に対し

て追加出資義務を負う場合は、甲は、乙の要請に従い、これらの規定に基づき乙が当該追加出資義務を負う金額と同額の金銭を乙に貸し付けるものとし、乙はかかる借入金をもって当該追加出資義務を履行するものとする。かかる場合、金利その他の貸付条件については甲乙間で別途合意して決するものとする。

第5条（本会社分割に際し交付する金銭等）
乙は、本会社分割に際し、甲に対して、対象資産等の対価を交付しない。

第6条（移転手続）
甲及び乙は、対象資産等の承継に関し、関係者の承諾の取得、関係者への通知等の手続が必要となるものについて、協力してかかる手続を行うものとする。

第7条（競業避止）
本会社分割に拘わらず、甲は、乙に対して、競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理）
甲は、本契約締結から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、対象資産等の管理を行い、それらに重大な影響を及ぼす虞のある行為を行う場合には、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）
本契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、本会社分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第11条（準拠法及び本契約に関する紛争）
1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下、余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

2025年1月31日

甲　　東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
MIRARTHホールディングス株式会社
代表取締役　島田　和一

乙　　東京都新宿区揚場町1番18号
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社
代表取締役　谷口　健太郎

別紙

対象資産等の表示

1. 資産

甲と合同会社グリーンエネルギーとの間で締結された2022年9月28日付匿名組合契約（その後の変更を含み、以下「本匿名組合契約」という。）に基づく、甲が保有する合同会社グリーンエネルギーに対する匿名組合出資持分(未償還出資金額13,283,743,241円）の全部

2. 契約上の地位及び権利義務

以下の各契約等（いずれも締結後の変更等を含む。）に基づく甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した甲の一切の権利義務（既発生の金銭債務を除くものとするが、効力発生日時点において甲に分配済みの利益であってこれに対応する金銭分配が未了の金額（203,660,541円）に係る請求権は含まれるものとする。）

No.	契約名	当事者	締結日
1	匿名組合契約	営業者:合同会社グリーンエネルギー 匿名組合員:MIRARTHホールディングス株式会社	2022年9月28日
2	合同会社グリーンエネルギー匿名組合員直接協定（MIRARTH）	貸付人兼金利スワップ提供者兼エージェント:株式会社三井住友銀行 匿名組合員:MIRARTHホールディングス株式会社 借入人:合同会社グリーンエネルギー	2023年9月25日

（以　上）

別紙２　MES の最終事業年度に係る事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告

事業報告
計算書類
個別注記表
附属明細書

ＭＩＲＡＲＴＨエナジーソリューションズ株式会社

第８期

（2023年4月1日～2024年3月31日）

事　業　報　告

（自　2023年　4　月　1　日
至　2024年　3　月　31　日）

Ⅰ　株式会社の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、コロナ禍での経済低迷からの回復を受けて、米国等、多くの国で経済指標の前年比プラス成長が続き、旺盛な需要や人手不足等によるコスト増加に起因する物価上昇が進行、米国およびユーロ圏では政策金利の引上げが相次ぎました。一方、日本経済は、日銀の植田総裁による新体制の下、2024 年 3 月、「マイナス金利政策」を解除、約 17 年ぶりの利上げを決定・実施しましたが、米国、ユーロ圏との金利差は依然として大きく、為替相場の円安傾向が続いています。

このような経済環境下、当事業年度において当社は、MIRARTH ホールディングス株式会社の中長期エネルギー事業戦略（2023 年 5 月発表）に基づき、太陽光発電については、引続き高圧（中規模）発電所を中心に事業用地の取得に注力、24MW 相当分の用地を確保したほか、オフテイカー（東京電力エナジーパートナー、東京ガス、三井物産、東邦ガス）との PPA 契約を締結しました。また、23 年 12 月 LS 鹿児島大崎第６、７発電所 22MW(MIRARTH ホールディングス保有分)が竣工・売電開始、24 年 3 月には PPA 第 1 号となる LS 塩谷 3 発電所 1MW がオフテイカーへの売電を開始しております。

バイオマス関連では、株式会社トッププランニング JAPAN、株式会社福山コンサルタントと共に、MIRARTH グリーンテック株式会社（国内法人）および同社の 100%出資により MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.（カンボジア現地法人）を設立、カンボジア産のカシューナッツ加工事業とカシューナッツ殻を活用したバイオ燃料化事業に参画しました。 24 年 2 月、MIRARTH Agri Tech は、カンボジア工業科学技術革新省と同国産カシューナッツ殻のバイオマス活用事業の開発に関する役割・協力関係を確認する覚書（MOU）を締結しました。また、宮崎延岡にてバイオマス発電所の開発に着手しました。

財務面では、グリーンファイナンスとして、23 年 6 月筑波銀行より SLL（サステナブル・リンク・ローン）10 億円、12 月東和銀行及び栃木銀行より GL（グリーン・ローン）23 億円の資金調達を実施したほか、24 年 3 月、MIRARTH ホールディングス株式会社を引受先とする第三者割当増資を実施、30 億円の資本増強（うち資本金 15 億円、資本準備金 15 億円）を行いました。

人事面では、23 年 10 月、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」3 つ星を取得しました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高 2,091,883 千円、営業利益 368,810 千円、経常利益 103,604 千円、当期純利益 59,082 千円となりました。

2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当事業年度の資金調達の状況は次の通りです。

（単位：千円）

項目	前期末	当期末	増減（△減）
借入金	10,022,339	12,811,763	2,789,424
社債	135,000	305,000	170,000
割賦未払金	194,206	－	△194,206
合計	10,351,545	13,116,763	2,765,218

(2) 設備投資

当事業年度中における設備投資のうち主なものは、太陽光発電設備の用地取得・建設工事のための投資であり、その総額は 4,104,462 千円であります。

３．直前三事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第５期 (2020 年 12 月期)	第６期 (2021 年 12 月期)	第７期 (2023 年 3 月期)	第８期 (2024 年 3 月期)
売上高　（千円）	1,005,851	5,960,979	5,186,433	2,091,883
営業利益（△損失）　（千円）	△229,112	1,047,603	100,571	368,810
経常利益（△損失）　（千円）	△474,765	770,750	△69,526	103,604
当期純利益（△損失）　（千円）	△482,171	485,076	△257,554	59,082
1株当たり当期純利益（△損失）（円）	△3,694.80	3,717.06	△1,973.59	442.51
総資産　（千円）	8,989,414	9,224,043	11,595,108	17,566,263
純資産　（千円）	588,335	1,073,412	815,858	3,874,940
１株当たり純資産額　（円）	4,508.31	8,225.38	6,251.78	16,811.02

４．対処すべき課題

2012 年にわが国の制度として導入され、当社のビジネスモデルの柱にもなってきた FIT（固定価格買取）制度ですが、2022 年 4 月より一定規模以上の発電施設については FIP（変動する市場価格に一定の補助額を上乗せした価格を発電事業者が受け取る仕組み）のみ認められることになり、実質 FIP 制度に置き換わっております。一方、ロシア・ウクライナ危機による原材料価格や物価の高騰等（特に九州地方では台湾半導体工場の建設に人手が取られ、建築コストが上昇）により、発電施設の建設コストが上昇しております。

こうした課題への対応策として当社は、FIT 制度の実質的終焉については、オフテイカーとの PPA 契約を順次、締結し、PPA ビジネスへの転換を図っております。また、これまで太陽光発電を中心としてきましたが、太陽光発電は限られた日照時間での売電に限定され、PPA 電源として部分供給に留まってしまいます。この問題を解決するため、24 時間供給可能な安定電源としてのバイオマス発電の開発を進めると共に、太陽光発電に蓄電池を併設するモデルを検討しております。また、発電所工事の工期管理、販管費の見直し、資金調達コストの低減等、コスト管理を徹底することで変動する市場電力価格に影響されない筋肉質の収益体質構築を図ってまいります。

５．主要な事業内容

再生可能エネルギー事業による売電施設、二次利用設備、同システムの企画、設計、施工、管理等に関する業務並びにこれらに関するコンサルティング業務

６．主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

名称	所在地	使用人の状況
本社	東京都新宿区揚場町１番１８号	61 名

7．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社はＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を当期増資分の100,000株を加え、230,500株（出資比率100.0%）保有しています。

(2) 子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
ＭＩＲＡＲＴＨグリーンテック株式会社	45.0%	バイオマス燃料の研究及び開発並びに製造、販売
合同会社延岡バイオマス発電所	90.8%	バイオマス等を利用した発電事業並びにそれに関するその施設の管理及び運営。

8.主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高（千円）
東和銀行	2,853,845
りそな銀行	1,398,607
伊予銀行	1,125,000
筑波銀行	924,994
オリックス銀行	750,000
香川銀行	739,150
きらぼし銀行	555,000
紀陽銀行	500,000
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	500,000
佐賀銀行	475,590
栃木銀行	454,793
愛媛銀行	371,852
三十三銀行	359,566
百十四銀行	307,800
九州リースサービス	303,548
朝日信用金庫	253,400
関西みらい銀行	242,110
徳島大正銀行	200,000
七十七銀行	170,137
三菱電機フィナンシャルソリューションズ	169,660
商工組合中央金庫	165,000
三井住友ファイナンス&リース	97,557
京葉銀行	87,700
静岡銀行	61,552
千葉銀行	49,900
合計	13,116,763

(注) 上記借入金残高には、社債未償還残高を含めております。

Ⅱ　株式に関する事項

１．株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率
MIRARTHホールディングス株式会社	230,500	100.0%

２．その他株式に関する重要な事項

発行可能株式数　1,000,000 株
発行済株式総数　230,500 株
当事業年度末の株主数　1 名

Ⅲ　新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況　（2024 年 3 月 31 日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷口　健太郎	代表取締役社長	ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社執行役員 ＭＩＲＡＲＴＨグリーンテック株式会社代表取締役社長
落合　均	取締役	
相良　明由	取締役	
山本　康裕	取締役	ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社
塚本　昌己	監査役	ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社
多田　斎	監査役	
長久保　敏	監査役	

Ⅴ　会計監査人に関する事項

会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

監査法人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が２０２３年１２月２６日付で発表した処分の概要

イ　処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ　処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月

（２０２４年1月１日から同年３月３１日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止　３ヶ月

（２０２４年1月１日から同年３月３１日まで）

ハ　処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制等として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

Ⅶ　親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項

当該取引の必要性及び取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上、第三者との取引と著しく相違ないこと等に留意して決定していることから、当該取引は会社の利益を害さないものと判断しております

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

2024年3月31日現在

（単位：円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	4,048,913,830	流動負債	3,443,772,010
現金及び預金	1,507,898,098	短期借入金	1,874,900,000
売掛金	196,002,079	１年内返済予定長期借入金	950,721,256
貯蔵品	572,043	１年内償還予定社債	96,800,000
立替金	300,950,814	未払金	185,379,767
未収入金	23,391,009	未払費用	40,794,430
前払費用	172,877,555	未払消費税等	236,904,000
預け金	2,369,100	前受金	155,966
未収還付法人税等	175,595,700	前受収益	9,531,399
未収消費税等	1,671,317,432	仮受金	10,165
貸倒引当金	△ 2,060,000	預り金	9,089,723
固定資産	13,517,349,701	賞与引当金	39,485,304
有形固定資産	11,291,934,702	固定負債	10,247,551,112
建物	791,778	長期借入金	9,986,142,144
建物附属設備	23,392,345	社債	208,200,000
機械装置	7,612,906,658	預り敷金及び保証金	72,000
工具器具備品	13,116,770	資産除去債務	53,136,968
土地	3,241,108,957		
建設仮勘定	400,618,194		
無形固定資産	61,754,001	負債合計	13,691,323,122
ソフトウエア	6,254,001	（純資産の部）	
借地権	55,500,000	株主資本	3,874,940,409
投資その他の資産	2,163,660,998	資本金	2,155,000,000
子会社株式	45,000,000	資本剰余金	2,150,000,000
出資金	11,020,000	資本準備金	2,150,000,000
関係会社出資金	520,000,000	利益剰余金	△ 430,059,591
保証金	67,595,087	固定資産圧縮積立金	1,604,592
長期前払費用	1,520,045,911	その他利益剰余金	△ 431,664,183
		純資産合計	3,874,940,409
資産合計	17,566,263,531	負債･純資産合計	17,566,263,531

損　益　計　算　書

自　2023年　4月　1日
至　2024年　3月　31日

（単位：円）

科　　目	金　　額	
売上高		2,091,883,411
売上原価		925,357,896
売上総利益		1,166,525,515
販売費及び一般管理費		797,715,279
営業利益		368,810,236
営業外収益		
受取利息	12,386,393	
受取配当金	279	
受取保険金	15,075,306	
雑収入	4,757,541	32,219,519
営業外費用		
支払利息	190,356,721	
融資手数料	69,985,302	
ｺﾐｯﾄﾒﾝﾄﾌｨｰ	28,643	
ｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄﾌｨｰ	35,000,000	
ｴｰｼﾞｪﾝﾄﾌｨｰ	500,000	
社債利息	1,361,916	
雑損失	193,090	297,425,672
経常利益		103,604,083
特別利益		
固定資産売却益	930,506	930,506
特別損失		
減損損失	13,804,756	13,804,756
税引前当期純利益		90,729,833
法人税、住民税及び事業税	31,647,546	31,647,546
当期純利益		59,082,287

株主資本等変動計算書

自　2023年　4月　1日
至　2024年　3月　31日

（単位：円）

株主資本				
資本金		当期首残高		655,000,000
		当期変動額	新株発行による払込	1,500,000,000
		当期末残高		2,155,000,000
資本剰余金				
	資本準備金	当期首残高		650,000,000
		当期変動額	新株発行による払込	1,500,000,000
		当期末残高		2,150,000,000
	資本剰余金合計	当期首残高		650,000,000
		当期変動額		1,500,000,000
		当期末残高		2,150,000,000
利益剰余金				
	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	当期首残高		1,704,879
		当期変動額	圧縮積立金取崩	△ 100,287
		当期末残高		1,604,592
	繰越利益剰余金	当期首残高		△ 490,846,757
		当期変動額	圧縮積立金取崩	100,287
			当期純利益	59,082,287
		当期末残高		△ 431,664,183
	利益剰余金合計	当期首残高		△ 489,141,878
		当期変動額		59,082,287
		当期末残高		△ 430,059,591
株主資本合計		当期首残高		815,858,122
		当期変動額		3,059,082,287
		当期末残高		3,874,940,409
純資産合計		当期首残高		815,858,122
		当期変動額		3,059,082,287
		当期末残高		3,874,940,409

個　別　注　記　表

（自　2023 年　4 月　1 日
至　2024 年　3 月　31 日）

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社出資金　移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物附属設備	定額法（2016 年 4 月 1 日以降に取得）
機械装置	定額法
車両運搬具	定率法
工具器具備品	定率法

②無形固定資産

自社利用のソフトウエア	定額法（社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく）

③長期前払費用　定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に太陽光発電設備の卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

電力料収入は、当社所有の太陽光発電設備にて発電した電力の供給による収益であり、当期に生じた発電量に顧客との売電契約書で定められた単価を乗じた金額にて収益を認識しております。

Ｏ＆Ｍに係る収益は、主に太陽光発電施設の運用（Operation）・保守（Maintenance）によるものであり、顧客との契約に基づく履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引についてはリース契約１件当たりのリース料総額が 300 万円以下であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

２．重要な会計上の見積りに関する注記

・資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に減損損失として計上した金額

機械装置	13,804,756 円
計	13,804,756 円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はエネルギー事業を営むために有形固定資産を保有しております。

当社は、有形固定資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の発電所単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において「減損損失に関する注記」記載しているように回収可能価額を零として評価し、減損損失 13,804,756 円を認識しております。減損の兆候の判定及び回収可能価額の算定は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加に減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

３．追加情報

（保有目的の変更） 当会計年度において、販売用発電施設として保有していた製品の保有目的を変更したことに伴い、販売用発電施設 85,829,886 円を有形固定資産に振替えております。

４．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次の通りであります。

主要な財又はサービス

太陽光発電設備の販売事業	68,105,123 円
売電事業	723,524,222 円
Ｏ＆Ｍ事業	282,302,781 円
その他サービス	
その他エネルギー売上	1,017,951,285 円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土　　地	1,296,699,159 円
機械装置	6,505,219,496 円
計	7,801,918,655 円

②担保に係る債務

１年以内返済予定の長期借入金	548,462,256 円
長期借入金	7,395,219,659 円
計	7,943,681,915 円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　702,116,392 円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	315,742,521 円
短期金銭債務	549,661,322 円

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,059,050,366 円
仕入高	318,326,760 円
営業取引以外の取引による取引高	46,015,295 円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	130,500	100,000	－	230,500

普通株式の増加は、第三者割当増資を行ったことにより 100,000 株増加したことによるものです。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び親会社からの借入により資金を調達しております。

売掛金の取引先は、一般電気事業者（大手電力会社）が大半であり、信用リスクはほとんどないと認識しております。それ以外については個別に取引先の状況をモニタリングし、信用リスクの低減を図っております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、市場リスクにさらされております。

社債の使途は、設備投資資金であり、支払日に支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2024 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時　価(＊1)	差　額
(1) 長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）	10,936,863,400	10,951,936,144	15,072,744
(2) 社債（1 年内償還予定の社債を含む）	305,000,000	303,821,343	- 1,178,657
負債計	11,241,863,400	11,255,757,487	13,894,087

(＊1) 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(＊2) 1 年超固定金利によるものは、元金及び利息を含む総額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

その他は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(＊3) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。

区分	当事業年度（円）
子会社株式	45,000,000
出資金	11,020,000
関係会社出資金	520,000,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類されております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる試算又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	10,951,936,144	－	10,951,936,144
社債	－	303,821,343	－	303,821,343

（注）時価の算定に用いる評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利により短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられているため、当該帳簿価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

社債（1 年内償還予定の社債を含む）

変動金利により短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられているため、当該帳簿価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

（単位：円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注１）	科　目	期末残高（注１）
親会社	ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社	被所有直接 100%	役員の兼任	Ｏ&Ｍ業務委託	114,321,332	売掛金	12,640,832
				資金の借入	1,370,000,000	短期借入金	500,000,000
				借入利息の支払	45,867,064	－	－
				当社借入に対する債務被保証（注３）	2,537,215,299	－	－
				保証料の支払（注３）	6,718,484	－	－
				受取出向料	38,064,372	未収金	2,869,507

（単位：円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注１）	科　目	期末残高（注１）
子会社	合同会社延岡バイオマス発電所	所有直接90.8%	なし	基本合意書に基づくデポジット	240,000,000		
				工事準備金	41,800,000	立替金	281,800,000

（単位：円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注１）	科　目	期末残高（注１）
兄弟会社	株式会社タカラレーベン	なし	なし	受取出向料	33,771,655	未収金	2,326,422
兄弟会社	ソーラー・フィールド９合同会社	なし	なし	保守/設備管理	19,743,226	売掛金	2,841,548
				発電所譲渡に伴う業務委託	880,000,000	－	－

（単位：円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注１）	科　目	期末残高（注１）
兄弟会社の子会社	株式会社レーベンコミュニティ	なし	なし	Ｏ＆Ｍ業務委託(SPC 保有)	110,849,250		
				Ｏ＆Ｍ業務委託(自社保有)	72,159,106	未払金	49,133,322
				受取出向料	52,348,897	未収金	3,806,025

取引条件および取引条件の決定方針

（注１）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注３）当社は、2024 年 3 月 31 日における金融機関からの借入（2,537,215,299 円）に対してＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社より債務保証を受けており、年率 0.3%の保証料を支払っております。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額　　16,811 円 02 銭

１株当たりの当期純利益　　442 円 51 銭

１０．その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社の発電事業を行っている「鷲ノ木小学校オンサイト PPA 太陽光発電所」（北海道茅部郡森町）につきまして、2 期連続赤字となる減損の兆候が確認されました。

会計基準（減損適用指針）に基づく評価を行ったところ、今後も回復が見込めず将来営業キャッシュ・フローの収益性低下が見込まれることから、第 8 期決算におきまして、固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に計上いたします。

当該事象の発生により第８期において、13,804,756 円の特別損失を計上します。

附　属　明　細　書

（自　2023年　4月　1日
至　2024年　3月　31日）

１．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む）の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額（注１）	当期減少額（注２）	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	0	820,000	0	28,222	791,778	28,222	820,000
	建物附属設備	26,117,667	0	0	2,725,322	23,392,345	3,860,873	27,253,218
	機械装置	4,141,237,482	3,904,327,828	47,362,432	385,296,220	7,612,906,658	684,671,223	8,297,577,881
	（うち減損）			13,804,756				
	車両運搬具	999,699	0	645,604	354,095	0	0	0
	工具器具備品	23,043,528	545,000	699,204	9,772,554	13,116,770	13,556,074	26,672,844
	土地	3,055,879,660	200,134,957	14,905,660	0	3,241,108,957	0	3,241,108,957
	建設仮勘定	188,169,779	910,366,501	697,918,086	0	400,618,194	0	400,618,194
	計	7,435,447,815	5,016,194,286	761,530,986	398,176,413	11,291,934,702	702,116,392	11,994,051,094
無形固定資産	借地権	0	55,500,000	0	0	55,500,000	－	－
	ソフトウエア	1,757,584	5,843,000	0	1,346,583	6,254,001	－	－
	計	1,757,584	61,343,000	0	1,346,583	61,754,001	－	－
投資その他の資産	保証金	57,278,400	0	0	5,940,361	51,338,039	－	－
	長期前払費用	277,875,562	1,424,781,014	124,343,969	58,266,696	1,520,045,911	－	－

（注１）当期増加額のうち主なものは以下のとおりである。

（機械装置）　3,904,327,828円（太陽光発電設備の稼働及び取得による増加）
（土　　地）　200,134,957円（太陽光発電設備用地の取得による増加）
（建設仮勘定）　910,366,501円（太陽光発電設備の建設費用増加による増加）
（長期前払費用）　1,424,781,014円（太陽光発電設備の稼働による増加）

（注２）当期減少額のうち主なものは以下のとおりである。

（機械装置）　47,362,432円（太陽光発電設備の譲渡及び減損に伴う減少）
（車両運搬具）　645,604円（車両売却による減少）
（土　　地）　14,905,660円（太陽光発電設備の譲渡に伴う減少）
（建設仮勘定）　697,918,086円（太陽光発電設備の稼働による減少）
（長期前払費用）　124,343,969円（太陽光発電設備の譲渡に伴う減少、及び１年以内取り崩し分の前払費用への振替による減少）

（注３）当期減少額のうち（）内は内書きで減損損失の計上額であります。

２．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	0	2,060,000	0	2,060,000
賞与引当金	30,462,000	39,485,304	30,462,000	39,485,304

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：円）

科　　目	金　　額	摘　　要
広告宣伝費	90,000	
役員報酬	75,999,996	
給与手当	225,600,666	
賞与引当金繰入額	39,485,304	
賞与	39,666,345	
法定福利費	82,810,633	
福利厚生費	3,468,131	
通勤手当	16,676,480	
求人広告費	600,000	
社員研修費	367,574	
車両費	183,182	
リース料	4,170,000	
地代家賃	53,563,032	
水道光熱費	4,389,503	
保険料	62,550	
公租公課	55,652,005	
支払手数料	101,300,923	
支払報酬	14,412,760	
減価償却費	14,133,887	
資除費(敷金償却)	5,686,229	
貸倒引当金繰入	2,060,000	
旅費交通費	35,065,268	
通信費	5,543,109	
交際接待費	7,644,391	
会議費	640,096	
消耗品費	7,614,074	
諸会費	646,206	
新聞図書費	143,665	
雑費	39,270	
合　計	797,715,279	

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

ＭＩＲＡＲＴＨエナジーソリューションズ株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石原鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下川高史

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、ＭＩＲＡＲＴＨエナジーソリューションズ株式会社（旧会社名　株式会社レーベンクリーンエナジー）の 2023 年４月１日から 2024 年３月 31 日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

ＭＩＲＡＲＴＨエナジーソリューションズ株式会社

監査役　塚本　昌己　殿

監査役　多田　斎　　殿

監査役　長久保　敏　殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下川 高史

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、ＭＩＲＡＲＴＨエナジーソリューションズ株式会社（旧会社名　株式会社レーベンクリーンエナジー）の 2023 年４月１日から 2024 年３月 31 日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議（月1回経営会議）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）追記情報

再生可能エネルギーに係る新規事業（カンボジアカシューナッツバイオマス事業、延岡木質チップバイオマス事業等）及び既存太陽光発電設備の収益性等の事業リスクについて、十分注視していく必要があると考えます。

2024年5月23日

株式会社MIRARTHエナジーソリューションズ

監査役　塚本　昌己

監査役　多田　斎

監査役　長久保　敏